

○総務省令第七十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

総務大臣 原口 一博

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の4中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帶、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号の8中「7」を「8」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六号の1中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号の9中「肝血管肉しゅ」の

下に「又は肝細胞がん」を加え、同号の10中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺がん、多発性骨髓しう又は非ホジキンリンパしう」に改め、同表中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。